

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	西東京市市民との協働推進懇談会 第9回会議
開催日時	平成14年11月12日（火） 午後7時から午後9時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎202・203会議室
出席者	坂口座長、渡辺副座長、秋山委員、小野委員、斉藤委員、須藤委員、菅原委員、高橋委員、瀧島委員、山辺委員、（事務局）企画課・神野主幹、生活文化課・山本課長、宮寺主幹、小関主査
議 題	1.第8回会議録の確認 2.提言書の骨子の検討
会議資料	1. 第8回会議録
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者	会議内容
坂口座長	・ 西東京市民との協働推進懇談会第9回会議を開始する。 ・ はじめに第8回の会議録の確認を行う。 →一部修正の上確認された。 ・ 提言書の骨子の検討の続きを行なう。
小野委員	（Bの1について）
渡辺副座長	・ 「マネジメント」とは何をさすのか。 ・ 運営・管理・経営の意味があるが、ここでは何をさしているのか。
小野委員	・ このままではNPOのマネジメントそのものを行政に関わって欲しいという意味にもとれる。説明をおぎなうべきだ。
坂口座長	・ マネジメントのノウハウの支援だろう。行政がマネジメントに直接関わるということはない。 ・ 具体的には提案にあるようなマネジメント講座や、マネジメント人材育成支援、例えば会計士を派遣するというようなことが考えられる。 ・ 「市内特別優遇政策／税の策定」についてはどうか。
宮寺主幹	・ 地方税として市で決めることができるのは、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税であるが、NPO法が出来た段階で、免除規定がほぼ実施されている。 ・ 実際に適応されているのは、市民税と軽自動車税だ。固定資産税に関しては該当する財産を保有している団体がない状況で、減免等については今後の検討課題である。たばこ税、特別土地保有税については、NPO法人には関係はないだろう。

斉藤委員	・ 「マネジメント講座」については、社会福祉協議会（以下、社協）ではNPOと協働し、市民活動組織運営支援として、相談、講習会、マニュアルづくりと初歩的なところを支援している。今年度末には、レベルアップ講習会を予定している。今後も、ボランティア・活動支援センターとして強化プラン作成の検討をしていく。
小野委員 坂口座長	・ そういったものは、本来は市が行うべきものではないか。 ・ 市、社協、NPOでも良いだろう。市しかやれないということではない。社協が行っているという現状であるということだ。
坂口座長	（Bの2について） ・ 「中間支援組織」をだれが担うべきかという点まで市に提言するのは、この懇談会に求められてはいないだろう。しかし、既にそういう活動をしている委員もおられるので、一度話し合っておきたい。
秋山委員	・ 市内にはいくつか中間支援組織がある。現状では充分力をつけているとは言えないが、市外から専門家を呼んでセンターを作るのではなく、アドバイスを得ながら市内の団体を育てていくことが大切だ。
渡辺副座長	・ 中間支援組織については、どの主体でというよりも、どのような機能を持たせるかということを議論した方が良いだろう。
坂口座長	・ 中間支援組織について、秋山委員からはインキュベーター機能／コンサルティング機能／NPO同士のコーディネート機能を持たせるべきとの意見がある。各自治体によって、社協が担ったり、公設民営の支援組織が担ったりしているが、それらは地域の実情によって決定されていくだろう。最近の傾向としてはどうか。
渡辺副座長	・ 官設官営と民設民営のほかに官設民営の組織が増えている。 （１）官の側がNPO支援を既存のNPOに任せる場合。 その場合、単体に任せる場合と複数に任せる場合がある。 （２）支援のために新しい組織を作る場合。 （３）既存の外郭団体に任せる場合。 （４）社協に任せる場合。 市町村レベルでは社協運営型が多いだろう。官設官営はノウハウの点で行き詰まり、民設民営は財政的に運営が困難になりつつある。そこから官設民営に移行していくという流れになりつつある。
坂口座長 斉藤委員	・ 都内で社協が中間支援を担う事例はあるか。 ・ 杉並がやっている。社協が担う場合の問題点は、市民のために市民活動を支援している民間団体にもかかわらず、社会福祉協議会が準公共というイメージを拭い切れない点だ。
小野委員 斉藤委員	・ NPOといえば福祉ということになってしまうようだ。 ・ だから、運営にあたっては市民を代表にするなどして、社協色を拭い、支援に徹する努力をしている。
坂口座長	・ 東京都は「東京ボランティア・市民活動センター」という名前で実績をあげている。それに倣っていこうということだろう。 ・ NPOは立ち上がったばかりで蓄積がないが、社協はすでに地域の中で一定の地歩を固めている。中間支援組織としての機能をもつNPOも、新しいNPOではなく、NPOになる前から長い市民団体の歴史がある場合が多い。 ・ そのようなNPOがなければ、社協か運営委員会方式で担うことになる可能性が高くなるだろう。

菅原委員	・ 今、情報化が重要な課題になっているが、市は今、地域情報化計画策定審議会を設置して情報化を検討しているようだ。この点もハードという面ではポイントになってくるだろう。 ・ それは国の政策の流れだろう。経済産業省はNPOと情報を結び付けて考えようとしているようだ。 (Bの3について) ・ 拠点について提言に具体的に盛り込むのは難しい部分があるが、多くの意見が出ているので議論したい。 ・ NPOの活動拠点として、光ケーブル、動画処理など情報機器が設備されることが望ましい。市も地域情報化の推進をいうなら、市民の意見を受け入れてほしい。 ・ それは事務所のことか事業所のことか。 ・ 映像処理センターのようなものではないか。 ・ 拠点というのは単なるオフィスを言うのではないか。 ・ 「NPO長屋」とは、事務機器や会議室があるようなところだろう。そこに映像処理機器もあって共有するということなら事務所だ。港区の「みなとNPOハウス」は廃校になった中学校を利用している。 ・ 三鷹にも同様のものがある。 ・ 新しくできる合併記念公園のパークセンターは、公園管理を行う市民団体の活動拠点として光熱費程度の負担で貸与する方向で検討されている。これは活動拠点としての第一歩と言えよう。 ・ 公園で行われる様々な活動の調整のためにも協働の活動拠点が必要であり、その主張が取り入れられたものだ。 ・ 「廉価」というのは、借り手にとって廉価という意味ではなく、設置に大きな予算は付けなくて良いという意味。大きなセンターが一つよりも、エリアや活動内容などにあわせて、小さなものがいくつかあると良い。NPO活動はまだ始まったばかりで形を変えていくものだ。それなのに大きなものが出来てしまうと、活動が縛られるだろう。その意味で気軽なものが良い。 ・ 簡便なという意味だと理解する。その場合、公民館機能との差別化はどうなるだろう。 ・ 簡易な事務局機能をもったものだ。幾つもブースがあり、そこに電話を受ける留守番がいるというイメージだ。そうすることで人件費がコストダウンでき、各団体に事務員を置かなくても、連絡をとれるようになる。 ・ 簡易な事務局機能を備えている点が公民館とは異なると理解した。 ・ 江戸川で行われている例がある。NPOが集まることによって交流や情報交換が可能になる。 ・ 新しく建てなくとも、三鷹のように既存の施設を使えばよい。その気になれば利用可能な施設があるはずだ。 ・ 財政難もあって、一般的には既存のものを使っている。公共施設の空きだけでなく、民間のものでもよい。横浜市では横浜銀行の建物を使っている例もある。 ・ 合併で余ったものがあるだろう。 ・ 「共同市場」についてはどうか。 ・ NPOだけでなく、市民を巻き込んだ拠点だ。常設のフリーマーケットや地場産業の販売所のようなものもあれば市民との交流ができる。
渡辺副座長	
坂口座長	
菅原委員	
小野委員	
瀧島委員	
小野委員	
坂口座長	
菅原委員	
小野委員	
秋山委員	
坂口座長	
秋山委員	
坂口座長	
秋山委員	
菅原委員	
渡辺副座長	
小野委員	
坂口座長	
高橋委員	

坂口座長 高橋委員	・ 「自治会」についてはどうか。 ・ 西東京市では、荒屋敷の自治会以外は活動していないのではないかな。高齢化社会を迎えて、世代間の交流を図るためにも新しいスタイルの自治会が必要だ。
坂口座長 渡辺副座長	・ 地縁組織だ。 ・ 新しい相互扶助の仕組みとも言える。その場合、NPOも地縁組織もともに関わることになる。
小野委員 坂口座長 山本課長	・ 地域毎の拠点としては市民集会所がある。 ・ 自治会というのは拠点というだけでなく組織の性格もあるといえる。 ・ 現在、自治会は機能していない状態で、今後も衰退していく方向にあるのではないかな。
坂口座長	・ 公団住宅、都営住宅のなかには自治会があるが、周辺住宅地とのつながりが無い。地縁が弱くなっている。都市部の特徴として、市民活動は地縁よりも興味関心にそった分野別になっている。
坂口座長 菅原委員 坂口座長 秋山委員	(Bの4について) ・ 行政が人材を育成するという事について意見はないかな。 ・ 行政が育成できるのか。 ・ 直接育成するということではなく、育成する機会を設けるといことだ。 ・ 教育との連動について、東村山に次のような実践がある。教育委員会が開かれていることが前提としてあるが、社会を変えていくにはどうすれば良いかということが教育の現場にもちこまれている。活動している地域市民が学校の中に入ってまちづくりを実践する。そのことで実際に変わることが目に見える体験として、達成感をもって学習される。活動によってまちが変わることを実際に体験した子どもを育てる。将来の担い手づくりは教育に仕掛けをしなければならない。
坂口座長 小野委員 秋山委員 菅原委員 小野委員 秋山委員	・ 総合学習のスキームにNPOが入れば良いだろう。 ・ 地域教育協力者制度をもっと有効に活用すべきだ。 ・ 形になって見ることが何よりも大切だ。 ・ 文部科学省は盛んに学校施設の利用を促しているが、学校は応じない。 ・ 池田小の事件の影響もあるだろう。 ・ 東村山が学校を地域に開いたのは、事件以後のことだ。学校を開いて、地域市民が行き交っている方がより安全だと判断したのだ。
菅原委員	・ 生涯学習の実践も重要だ。西東京市は「生涯学習宣言都市」となるべきだ。事務局は市長部局で行ってほしい。
須藤委員	・ 納税額の1%を納税者が選んだNPOに支払うというハンガリーの仕組みは素晴らしいと思う。結果はどうあれ、市民の関心が高まりNPOに関わる市民も増えてくるだろう。
坂口座長	・ 企業男性についてはどうか。引退された企業人をNPO人にするという人材育成は最近良く取り上げられるテーマだ。市民と行政が協働できるポイントだ。
渡辺副座長 秋山委員 斉藤委員 坂口座長	・ 企業とNPOは各々の文化が異なるので、非常に難しい課題だ。 ・ 退職してから関わるのではなく、辞める一歩手前からの方が良い。 ・ 子どもも自分も地域の中で育つという意識をもった人が出てきている。 ・ そういう人たちが容易に参加できる場を提供すると良い。

小野委員 渡辺副座長 坂口座長	・ ボランティア休暇はどのような現状か。うまくつかえないか。 ・ 一般的に大企業なら殆どのところが持っているだろう。 ・ 出向のような形はとりにくい。むしろ青年海外協力隊のレベルまで行けば、企業にとっても宣伝効果があるので歓迎されるが。
小野委員 小関主査	・ 自分のまちの活動に関わるのは認められないのか。 ・ 西東京市で職員のボランティア休暇が認められるのは、災害援助、施設等での福祉活動、都内での国際交流活動に限られている。
小野委員	・ 個人の自主性の問題でもある。限定すべきではないはず。
坂口座長 小野委員	(Bの5について) ・ 「人事面の指針」とはどういうことか ・ 採用の時に学業成績のみでなく、ボランティアなどの活動実績も考慮せよということ。また長い時間をかけて育てていかなければならない市民活動を担当する部署の職員は、通常のローテーションで移動させないように。
渡辺副座長	・ こういう分野は権益が発生しにくいから、通常のように2、3年で移動する必要はないはずだ。頻繁に移動があると、目に見えない人と人との関係をふくめたノウハウが担当者に蓄積されない。
坂口座長	・ 「法人設定」の相談窓口とは法人格取得のための相談窓口という意味だ。中間支援組織が担う仕事だろう。
秋山委員 坂口座長	・ 「公平、公正の原則を果たす」とはどういうことか。 ・ 委託と受託に関して、公平度公正度がはっきりわかるしくみということだと思う。
秋山委員	・ 選ぶ基準がみえていることだろう。価格、実行力、企画の良さなど幾つかポイントが考えられるが、何を持って選ぶかというところまで出ていると良いのだろうか。
坂口座長 山本課長	・ 行政はどのように選考しているのか。 ・ 一団体しか行っていない事業なら、その団体になるし、いくつかやっていたら実績、評判、見積額その他で決めていくことになる。
秋山委員	・ これまで実績がなくとも参入を希望することもある。募集の仕方や選考基準も考えるべきだ。
坂口座長 小野委員 山本課長 坂口座長 小野委員	・ 案件によって違うだろう。 ・ 協働に当たっての選定基準、マニュアルはあるのか。 ・ 案件それぞれで行っている。統一的なものはない。 ・ 基準作りの議論は必要だろう。 ・ 東京都は基準が必要だと言っている。事業毎の、それぞれの事業の共通する部分両方の基準だ。
山本課長 宮寺主幹 秋山委員 小野委員 秋山委員 小野委員	・ 協働の相手として、法人登記の有無は条件になるか。 ・ 具体的にどちらとはいえないが、今現状では条件となっていない。 ・ 基本的には行政のベースは競争入札なので、一般的には法人だろう。 ・ 任意団体の場合は契約できるのか。 ・ できない。それは差別ではなく、契約の条件だ。 ・ では契約が発生しない場合を今問題にしているのか。 ・ 協働の相手として法人格が条件になるかということだ。実績はあるが法人格がない。実績はないが法人格がある。この二つのうち、行政はどちらを選ぶのか。
山本課長	・ ケースバイケースだろう。

秋山委員	・ 契約の問題は、法人格をもつ中間支援組織が契約主体となればクリアできる。そういうマネジメントで育てていくという方向もある。 ・ 市が指定する業者は、市の基準によって選定されていても、市民のニーズに合っていない場合がある。協働の相手がそうであってはならない。きちんとした選定基準が必要だ。 ・ 外務省のODAは任意団体でも補助できる。団体との契約ではなく事業に補助するという考え方だ。だがNPO法人格が比較的簡単に取得できるようになってからは、任意団体も法人格を取得して契約するという方向にシフトしている。地方公共団体においても同じ方向性がでてくる可能性はないとはいえないだろう。 ・ 契約の問題から、行政に法人化を指導されたという団体もあるが、法人化しないと協働相手になりにくくなるかもしれない。良い協働関係にある任意団体の仕事が法人格のあるところに流れてしまうのだ。資格か実績かのジレンマがある。 ・ いずれにしても選定基準の透明化が問題だ。 (B'の1について) ・ あまり具体論になると提言になじまないの、ここにあげられている事業を抽象化していく方向で議論したい。 ・ 活動の形、成果が目に見えるものは活動の実感を持ちやすいので、最初の協働として相応しいのではないか。 ・ 生涯学習を市民主導で行いたいと考えている。 ・ 西東京市のような合併した都市のモデルケースとして、問題点、課題などを制度事業を含めて検証するのはどうか。 ・ 合併前には、合併について市民も加わって考えたのだから、合併後にも市民とともに検証してはどうか。 ・ 合併後の検証といっても、まだ検証する段階ではないと思う。 ・ 望ましい事業については、アリスセンターの4つの事業分類に重ね合わせながら見ると良いようだ。 ・ ITを利用したまちづくりについては、西東京市地域情報化計画策定審議会の答申が出るのは来年8月なので、審議に協働推進懇談会の提言を反映させることは可能だ。 ・ IT関連の推進では活動している団体はないか。 ・ 西東京市で情報化をすすめる会に、NPO化の動きがある。 ・ NPOの様々な活動の情報を繋いでいく情報化もあるだろう。 ・ 地域情報化計画の先行事業としては、公共施設の予約システムが開始されている。ITと協働の関係について言えば、ITを協働推進の切り口として考えることができないかということだ。 ・ 雑学大学の講義は、光ファイバーが入っていれば社会教育事業として配信されているところもある。西東京市もまずハードを整備してもらいたい。そうすればITを扱う団体が協働事業を行う可能性が出てくる。 ・ ITの支援ということでは、NPOや社会貢献団体をIT面で支援せよということだろう。
高橋委員	
坂口座長	
小野委員	
坂口座長	
坂口座長	
秋山委員	
菅原委員	
渡辺副座長	
坂口座長	
瀧島委員	
秋山委員	
神野主幹	
坂口座長	
瀧島委員	
秋山委員	
小関主査	
菅原委員	
坂口座長	

坂口座長 瀧島委員	(B'の2について)
坂口座長	・ 「コミュニティービジネス」についてはどうか。 ・ 地域の人・もの・金・情報などを有効に活用して、地域に還元できるビジネスで、利益を求めないものだ。その主体はNPOでも株式会社でもよい。株式会社にも、高齢者対策・雇用対策につながっている場合もある。したがって株式会社も協働の主体になるという点、また地域に潜在化している問題を解決していこうとする点。この二つの点で支援の対象になると言える。 ・ どのように行政が支援するか、NPO支援の時と同様の議論が必要になってくる。
瀧島委員	・ 行政からは産業振興の可能性もあるので、産業振興の部署がかかわる場合もある。 ・ 非営利だから支援し協働するではなく、団体が行うミッション自体に注目して協働すべきだと置き換える必要もある。 ・ NPOの資金的問題を解決するためにコミュニティービジネスが役立つこともある。
坂口座長 菅原委員 瀧島委員 菅原委員 坂口座長	・ これらが提言に盛り込めれば先駆的なものになるだろう。 ・ 株式会社としてどのような事業を行なうのか。 ・ いろいろある。駐車場、高齢者を活用した事業など、地域に役立つものだ。 ・ 株式会社で成り立つならNPOでも成り立つだろう。 ・ 非営利でやりたいが、NPOよりも株式会社の方が適当だという場合には株式会社が選択される。 ・ NPOがなかった時は契約の問題をクリアするために、株式会社で法人格を取得するという歴史があった。
瀧島委員	・ 株式会社とNPO両方持っている団体もある。収益事業は株式会社で行い、その収益をNPOに寄付し、ミッションを遂行しようというものだ。
坂口座長 小野委員 坂口座長 宮寺主幹 坂口座長	・ 「災害時の協働システム」についてはどうか。 ・ 災害があった時のボランティア管理をどうするのかということだ。 ・ 市にはそういう計画が既にあるか。 ・ 防災計画は現在検討中である。 ・ 東海地方では災害防災の市民をネットワークしたシステムができ活発に活動している。災害時に市民がどう活動するかは大きな問題だ。地縁組織が薄い西東京市で、市民が受け身の被災者となるだけでなく自分のこととして関わっていくためには、防災や災害復興の市民活動のシステムがなければならない。
高橋委員 山本課長	・ 消防団を地域の組織として活かしていけないか。いまどうなっているか。 ・ 今もある。合併を受けて再編成しているところだ。農家、商店の方たちが中心だったが、第一次世代の引退を受けて、人数としては減っているようだ。 ・ 行政が基本的な物資や用具などを支援するとしたら、NPOはもっと小単位
渡辺副座長	の生活支援を担う。そういう役割分担がされているようだ。
坂口座長	・ 兵庫県、愛知県、高知県では、災害を契機に防災や救援のための市民ネットワークが生まれているが、災害が起ってからではなく起る前が良いのはもちろんだ。
小野委員	・ 「ボランティア保険の加入義務」についてはどうか。 ・ ボランティア保険については、東京都の場合はNPOの責務とされているが、西東京市では市が負担してほしい。

斉藤委員 小野委員 斉藤委員 小野委員 山辺委員 坂口座長	・ 去年まではボランティア保険の申し出があれば社協が負担していたが、ボランティアは自ら参加する意志をもって行うものということから、現在は助成していない。 ・ 助成しなくなったというのは市民と協議して決めたのか。 ・ 都からの助成金がなくなった事を機に助成を止めた。 ・ 車を使ったりする場合も多いのでぜひ助成してほしいと思う。 ・ それは事業保険であって、ボランティア保険ではないのでは。 ・ 今後の進め方についてだが、1月7日のワークショップに向けて、市報に骨子をのせる必要はないだろう。したがって11月26日と12月10日の2回で骨子を検討する。1月7日に参加した市民に、何らかの形で骨子を提示するためには、12月10日に骨子を固める、あるいは分担して骨子を担当するということになるだろう。そこで11月26日にはCを検討しつつ、ABの両方のレビューをするということにしたい。 ・ 以上で第9回の会議を終了する。次回は11月26日に開催する。
---	--